

27年度事業計画(案)

I 基本方針

くすの木園は、国の障害者福祉政策が従来の措置制度から契約制度（支援制度）へ、転換され、更には「障害者総合支援法」（平成26年4月1日）へと改正されたためこれらの法令の趣旨に基づき事業を推進しています。

この改正により変わった点は、(1) はじめて基本理念が盛り込まれたこと。①「施設」ではなく「地域」で暮らす。②「自立」ではなく「個人の尊厳」(2)「障害者」を定義する範囲が変わった。(3)サービスの種類や量の「決め方」が変わった。(4)重度訪問介護を利用できる対象者が拡大された。(5)ケアホームがグループホームへと一元化された。(6)地域移行支援の対象も拡大した。(7)地域生活支援事業に新しい事業が追加された。(8)県・市が3年ごとに作成する障害者福祉計画の基本指針に定期的な検証が盛り込まれた。(9)法律施行後3年を目途に「検討規定」が設定されています。

くすの木園でも27年度は、新法律の施行が2年目を迎えこの間の課題を整理・検証し実効性と費用対効果の向上を図るための事業展開に努めます。

その他①消費税率の引き上げに伴う販売価格の見直しと消費者の動向②新会計へ移行後の施設運営の透明性と情報公開の充実③宗像市から指定を受けた特定相談支援事業は4年目を迎え、利用者にとって生涯基礎プランともなるサービス等利用計画書の作成とモニタリング等の対応策④県・市の障害者福祉計画の事業所としての推進等が求められています。

また、築30年を経過した当法人の施設の改修、建替、増築工事は、24年度、25年度及び26年度の3年をかけほぼ完了しておりますが残された作業棟の便所、スロープとロッカー室の改修や駐車場の整備を完了して最終年とします。

兼ねてから懸案の隣地用地の買収は、地主との協議が整いましたので早速、評議員会と理事会に諮り購入をして園運営の効率化や来園者の利便性の確保と今後の授産事業の多様化に対処してまいります。

これらの財源は、自主財源で賄いその予定財源は前年度の繰越金と今年度の収支資金で対処したいと考えておりますが不足額が生じた時は預貯金の取り崩しで処理し国債・県債権には手を付けることのないよう経費の節減に努めます。

保護者からの要望が強かった「くすくすホーム」の改装、増築及びスプリンクラー等の工事が竣工され更に一歩先を見据えた短期入所事業（ショートステイ）の実施を平成27年4月1日から開始します。それに伴う職員配置の充実やサービス内容の充実等を図り利用者や保護者の希望に沿えるよう新たな視点で見直します。

今年は、福祉政策の充実のための消費税率の8%が平成27年4月1日から10%に予定されていましたが政治に翻弄され延期になり先が見えません。

それに呼応するように障害者報酬の基本になる介護報酬の改定がマイナス2.27%に減額されています。

早晚、この件は当法人の障害者福祉政策の重要事案となり、これに対処する方策も視野に入れ諸課題の整理をする時期に来ております。

福祉事業は、人件費の占める割合の大きい事業です。この視点をも見逃さず長期展望に立って取り組みます。

これらの諸課題に迅速かつ適格に対処することは勿論ですが、当法人の特色を生かしながら利用者へ充実したサービスを提供することに主眼を置き法人運営の効率化を図るとともに各種の諸情勢に適宜適格に対処できるかが喫緊の最重要課題と考えます。

特に、利用者の確保を最重要視するほか次世代の事業展開への精査と再構築、工賃のアップ施策及び通園バスの運行対策等の山積する課題に対処するため全職員が参加し諸課題を共有しながら事業を推進するためのプロジェクトを設置します。

宗像市、福津市、各特別支援学校、市内の大学及び関係機関との連携と情報交換に努め、利用者の増員とサービスの質の向上を目指します。

そのためには、まず職員の福祉専門職としての意識改革と業務に対する遂行能力の向上を図りながら内外の人材や研修を活用し幅の広い実践研修と応用研修に取り組み職員の資質の向上に努めます。

また、特定相談支援専門員、保健師や作業療法士を活用した利用者等への相談業務の充実とサービス等の活性化を図るとともに生活習慣病の予防・助言・指導や機能回復訓練等の効果も具体的に数値化され効果が表われており更なる目標を掲げその効果を確実に担保します。

以上のような基本方針や諸課題を踏まえ、平成27年度においては、①日常生活に適したサービスの提供、②就労に必要な知識や能力の向上及び施設外実習の確保、③報酬の確保、④安定的な仕事の確保、⑤利用者の確保の5つを常に意識し掲げ、利用者、事業者及び職員の視点から施設運営の安定化と健全な経営を目指し以下の事業計画を進めます。

II 法人の運営

1、評議員会・理事会について

当法人の定款の定めにより評議員会では、決められた事項について、あらかじめ意見を聴き法人の意思決定は理事会で議決します。評議員会及び理事会は定款の定めに従い定期的に年2回（3月・5月）開催します。また、必要に応じて適宜開催します。

2、監事監査について

定款第11条に基づき、理事の業務執行の状況及び法人の財産等の状況について定期監査を実施し、その他必要と認めるときは随時監査を行い、その結果を評議員会・理事会等に報告します。

新会計基準の早期定着を図るため経理規程の確立のため新たな視点で指導・助言をします。

また、市へ権限が移管された指導監査に立会をするなど、監事機能の向上を図ります。

なお、福祉法人に対する外部監査の導入について、国・県等の指導もあり喫緊の内に制度化の予定になっております。当法人も外部監査の指導を受けることにします。

3、障害者総合支援法による事業サービスの充実について

障害者総合支援法による新たな支援事業の内容を早期に情報収集し確実に検証等して、課題等が生じた時は、その対応を迅速に行い、充実した施設運営に取り組みます。

4、経営基盤の強化について

福祉サービス事業者としての倫理観の醸成、社会福祉法人としての法令の遵守、公益性、施設経営における効率性等について、経営基盤の強化を図るとともに、財務の健全化を図り、将来必要となる資金需要にも計画的に備えてまいります。

当法人の経営の基盤といえる障害支援区分の変更には、最善の情報収集と国の動向にも対処できる手段を講じます。また、くすくすホームの一元化に伴う収支の目途も人員配置の基準と運営方法によっては大きな差が出てくるものと予想されことから更なる情報等を収集し確実な収支を見極めます。

これからも健全な施設運営を図るため、事業の費用対効果面に配慮をしつつ利用者のサービスの低下をきたすことなく、事業の見直しに着手し、経費節減につなげ効率的な予算執行を図ります。また、施設も改修され利用者の増加に繋がるよう当法人の特徴ある施策に取り組みます。

なお、施設整備を機に経験と実績に培われた当法人の新たな灯火を求め更なる一步を踏み出します。

III 施設の運営

1、利用者の確保について

- ・ 施設利用定員 50名

平成27年4月1日現在(予定) 現員55名

- ・ グループホーム定員 9名 現員9名

- ・ 短期入所（ショートステイ）定員 1名（平成27年4月1日 開始）

これからも当園の特徴を生かしながら、また、特別支援学校、関係機関や各種団体に対して広報や交流を積極的に行い利用者の確保に努めます。

また、将来を見据えた利用者と保護者からの課題の解消（短期入所の開始）等と経営安定化のためくすくすホームの職員の職員配置やサービスの内容を精査しニーズに応えます。

特に、保健師・看護師を配置し利用者への個別指導と支援による生活習慣病の予防対策と持病の悪化防止対策の強化に努めます。

2、組織体制の充実と職員の適正配置について

組織改革の実を挙げるため常に利用者本位の視点に立った福祉サービスが十分に提供できるよう、業務内容、業務量及び利用者の状況等を分析検討し職員の適材適所の配置に努めるとともに支援事業や事務事業の責任体制と将来を見据えた業務の進行管理の確立に努めます。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されサービスを提供する職員については、国の人員配置基準を確実に遵守して、2事業（就労継続支援B型及び生活介護）の充実と強化に努めます。

特に、宗像市より指定を受けた特定相談支援事業も具体的な業務とし付加し相談者のニーズに適宜・的確に応えるため専門の相談支援員を配置し組織を挙げて取り組みます。

3、会議等について

施設の適正な運営と職員の資質の向上を図るため、次の会議を定例的に開催し、指示命令の徹底、情報の共有、意思の疎通を図ります。また、本年度は、各種事業等の増加が予想されますので適切な支援計画を策定し、諸問題の整理、研究、協議など、いままです以上職員の意識改革を進め、福祉専門職としての能力が図られるような会議の開催等に努めます。

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| (1) 運営会議：毎月第4火曜日 | 理事長・管理者・幹部職員3名 |
| (2) 職員会議：毎月第1及び第3水曜日 | 管理者・職員 |
| (3) ミーティング：毎朝（午前8:45～9:00） | 管理者・職員 |
| (4) 支援員等会議・研修：偶数月 | 支援員・特定相談専門支援員 |
| (5) くすくすホーム運営会議：適宜 | 保護者代表・世話人（保健師・看護師）
・夜間支援員・管者・職員2名 |
| (6) 給食運営会議：年2回 | 委託業者（担当・栄養士・調理員）管理者・職員2名 |
| (7) 将来構想等検討プロジェクト | 管理者・職員 |

4、職員の資質の向上

社会情勢の変化に対応するため新体系2事業、くすくすホーム、特定相談支援事業及びくすくすホーム短期入所（ショートステイ）の業務が増加し事業運営も変わり、業務

及び経営にも大きな変化が予想されます。この変革期をチャンスととらえ質の高い福祉サービスの提供を図るため、職員一人一人が意識改革をし、利用者へのサービス提供に対する姿勢や福祉専門職としての自己研鑽に努める必要があります。したがってサービス提供に対する企画、立案や自己啓発、外部研修、研究協議会、他施設との交流などへの参加を積極的に行なうとともに、福祉専門資格の取得にも積極的にチャレンジできるよう当法人としても支援をします。

特に、OA 機器の導入とパソコン研修の効果が業務遂行に確実に反映されましたのでその機能を活用し支援に繋がるよう各種のニーズに応えます。

また、今年は、法律や施設も充実したことから外部講師や専門家を招へいし全職員参加のもと将来構想検討プロジェクトチームを立ち上げ当法人の将来図を作成するとともに職員の意識改革と専門職としての資質の向上に取り組みます。

IV 利用者の支援及び特定相談支援事業

1、 利用者支援の基本方針について

- (1) 利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりを行います。
- (2) 園は、利用者の自立の場として、生活自立の場、福祉的就労の場、一般企業等への就労の促進の場を目指し、生きがい追求の場として支援します。
- (3) 園は、地域のバックアップで設立された経緯を踏まえ、地域の福祉分野の中核となるよう努めます。
- (4) 重度、重複、高齢化が進む利用者の現状に対応できるよう環境整備を行います。
- (5) 支援員は、福祉専門職として、資質の向上に努め、利用者のニーズに合わせた事業の企画などを立案し的確なサービスを行います。

以上の基本方針の下に、くすの木園利用者、宗像市在住の他事業所利用者及び各支援学校卒業者を対象として依頼のあったサービス等利用計画書の作成を行っています。

特に、本館内に相談室を常設し新たに相談支援専門員を配置するなど、あらゆる障害を持った利用者や家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。

2、 支援事業

テーマに沿ってより特徴ある事業を展開していきます。

(1) 就労継続支援B型事業

●ハートワーク班

☆ テーマ：【安全に心がけ、個々の個性を伸ばしながら安心できる生産活動を行う。日々の体調管理に努める。】

目 標

・生産活動を基本として、個々にあった作業技術、能力の向上を図り、達成感、働く喜びを感じられるように支援します。

また、挨拶、言葉遣いの訓練を行い社会性の向上を目標とします。

作業内容

- ① 椎茸栽培、② アルミ缶潰し、③ セラシート作業、④ 公園清掃、⑤ 除草作業、⑥ ミニ門松製作、⑦ 乾燥野菜作り（椎茸・大根・かぼちゃ・人参・ごぼう等のさがき）⑧ リサイクル作業

訓練・支援内容

- ① 生産活動を通じ、個々の作業技術及び能力の向上を目指します。
- ② 毎朝のミーティングを通して挨拶の訓練及び話を聞く訓練を行います。
- ③ ラジオ体操を行う時間を設け、健康維持に努めます。
- ④ 年3回の園外での買い物実習を行い、自己で金銭を扱う機会を設けていきます。
- ⑤ 年に1～2回程度の買い物実習と併せ、購入した材料を使い、新棟Cで調理訓練を行います。
- ⑥ 定期的な販売会に出向き、コミュニケーションの向上を図ります。
- ⑦ 園外作業での地域との交流を通じて挨拶能力及び社会性の向上を図ります。
- ⑧ 加工食品を試験的に製造し、園内販売や地域の売り出しにも出店します。
- ⑨ 作業棟新棟をグループ毎に分かれ、毎日の掃除に取り組みます。また、掃除機、モップ、箒等を用いて、道具の使い方の訓練を行います。
- ⑩ 食進会等や食品製造の専門機関と連携し、新たな産品を研究、模索して試験的な製造を始めます。

● フロンティア班

☆ テーマ：【まじめに美味しいパン作りを利用者主体で実行していく】

目 標

・毎日、元気にパンづくりやリサイクル作業を行っていくために、健康維持と仲間を思いやる心を大切にすることを目標とします。

作業内容

- ① パンや菓子の製造
- ② リサイクル作業（3週間に1週）
- ③ 必要に応じて園外実習等

訓練・支援内容

- ① 異物混入ゼロを目指し、安心してお客様に提供できるパンを作ります。
- ② 毎日、体操や運動をする時間をつくり、健康維持を図り、出席率のアップを目指します。
- ③ 社会性や自発性の向上のため、利用者主導で園外余暇活動を企画し、年2回実行します。余暇活動では、料理など、体験のできる内容も提案していきます。
- ④ 日々まじめに取り組む意識を引き出し、前年より工賃の5%アップを目指します。

- ⑤ 園外での販売会を通して、地域との交流を図ります。
- ⑥ 必要に応じて、園外実習に取り組み、就労・生活支援センターやハローワークとの連携を取り、就労支援を行います。
- ⑦ 就職後も定期的な職場訪問や園の行事等へ誘い定着支援を行っていきます。

(2) 生活介護支援事業

☆ テーマ：【個々を生かした愛にあふれるスマイル支援】

目 標

- ① 健康で楽しい生活が維持できるような園生活に努めます。
- ② 生産活動・リハビリ訓練・創作活動のバランスを考えつつ、個性を大切に本人の生きがい、自立に繋がる体験をメニューに取り入れる工夫をします。
- ③ 授産活動に参加することで工賃を得る喜びを感じてもらい、作業を通して意欲・集中力・持続力を高めることに努めます。
- ④ 機能訓練を通して身体機能の維持に努めます。
- ⑤ 創作活動を通じて自分が楽しみ、仲間と過ごす楽しさを知り協力し合う力や連帯力を養うことに努めます。
- ⑥ 個々のニーズに合わせて自立訓練に努めます。
- ⑦ 個々の健康管理にも重点を置いたサービスに努めます。

作業内容

- ①菓子箱組み立て②箸入れ③ペーパーナプキン折り④歯科治療用ガーゼ折り⑤歯科カルテシールはがし⑥EM ボカシ作り⑦DM 入れ⑧健康玄米ニギニギ棒玄米入れ⑨セラシート作り⑩サンプル並べ

訓練・支援内容

- ① 作業支援を基本におきながら日常生活の支援を行います。特に、日常生活に関しては相談を受けながら助言及び指導を充実させます。
- ② 機能訓練ではOTによる週一回のリハビリを充実させます。
- ③ 創作活動として、工作、音楽、運動活動を行います。
- ④ 余暇活動として、室内レクレーション・DVD鑑賞を適時行います。
- ⑤ 毎朝のラジオ体操やウォーキングで健康維持に努めます。
- ⑥ 季節感を取り入れた行事や外出等を行います。(花見、七夕、紅葉狩り、節分)
- ⑦ 個別の自立訓練をリハビリ活動と連携しながら行います。(お金の学習、手先の訓練、家事練習、数の概念の学習、発声訓練等)
- ⑧ 個別の家庭学習にも家庭と協力して支援していきます。
- ⑨ 各自の健康管理のため、日常生活の支援(入浴・口腔衛生等)を行います。

(3) 特定相談支援事業

☆ 障害者総合支援法により平成27年4月1日までに障害福祉サービスを利用する全利用者が（知的・精神・身体・発達・難病等）サービス等利用計画書作成の対象となり、宗像市においても相談体制の強化が急務となっております。

くすの木園では、このような市の要請に呼応し平成25年の4月より宗像市特定相談支援事業を立ち上げました。

現在、くすの木園利用者、宗像市在住で他事業所の利用者及び各支援学校からの依頼を受け計画相談支援及び基本相談支援事業を行っています。

くすの木園の本館内に相談室を常設し相談支援専門員を配置するとともに更なる外部からの依頼や在園している園利用者すべてのサービス等利用計画を適宜、的確に作成し利用者やご家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。

業務内容

計画相談支援

- ① サービス利用支援（サービス等利用計画書の作成）
- ② 継続サービス利用支援（モニタリングの実施）

基本相談支援

- ① 障害者本人や保護者からの相談対応に適宜・的確に支援できる体制の強化

3. 社会参加促進事業について

通所生活に潤いと変化をもたらすために、スポーツ・芸術文化活動・レクリエーション等を行うことにより、教養や情操を高めること及び、喜び、楽しさまた、健康維持と健康促進などを目的に種々の行事を行います。その主なものは次のとおりです。

- ・ 4月（遠足）・6月（4施設親善スポーツ大会・ナイスハート運動会）・9月（日帰り旅行）・12月（観劇会、餅つき大会）・1月（新春の集い・利用者、保護者、職員）
- ・ 月1回ヨーガ及びクラブ活動（ドライブ、カラオケ、水泳、太鼓、ウォーキング、調理、ストレッチ・ダンス・体操）

4. 緊急家庭支援システムについて（平日・休日預かり）

当園独自の取り組みとして、保護者が仕事や病気等により家庭において一時的に利用者の世話が出来ない状況にあるときは、他の福祉施策を利用するまでの間、次の条件で支援します。

- (1) 支援理由： 病気、出産、事故、災害、失踪、外出、転勤、付添い看護等
- (2) 支援員： 生活支援員等
- (3) 利用時間：（平日・17:00～20:00）（休日8:00～20:00）

- (4) 利用料 施設使用料 1 日 300 円
- (5) 支援料 1 時間 700 円
- (6) 食事代 実費(500 円程度)

5, 健康(危機)管理

施設やホームにおいて食中毒、感染症、医薬品、飲料水、その他何らかの原因により生じる利用者の健康被害の発生予防には、細心の注意を払うとともに、また、重大な健康被害が発生した場合には健康危機管理マニュアルに基づき各関係機関との連携を図りながら拡大防止、治療等に関する処置を迅速かつ適切に行ないます。

また、看護師 2 名を各日ごとに配置し健康維持対策と緊急事態に即応した AED の導入による取り扱い研修や消防署の救急救命講習会にも職員を積極的に参加させ緊急時の対処策を講じております。

特に、利用者の加齢による重度障害及び重複障害が進展していることから、主治医、嘱託医、家庭との連携を密にし、毎日の検温をはじめ適宜に検尿を実施し健康管理に努めます。

1 月に増設したくすくすホームでは、保健師・看護師（2 名）を配置し健康メディカルチェックを毎週（火・水・木）曜日に実施するとともに月 1 回の尿検査を実行し定期健康診断でも多かった生活習慣病の健康相談やカロリーコントロール食を導入し速やかに体質の改善に努めます。

なお、当園においては、次の検診を実施します。

- (1) 定期健康診断(9 月)
- (2) 嘱託医による内科検診・健康相談(2 月)
- (3) 宗像歯科医師会による歯科検診(9 月)
- (4) くすくすホームでの健康メディカルチェックと健康相談

6, 安全対策について

施設の運営上、利用者の安全対策は不可欠です。このため、日ごろから利用者の行動等には十分注意を払うとともに、施設設備及び器具、什器や危険箇所の安全点検を実施します。また、年 2 回（1 1 月と 2 月・宗像地区消防本部職員による指導）の訓練と火災及び地震の防災講習、宗像署と宗像交通安全協会との交通安全教室及び自動車の始業点検や毎月 1 回の整備点検を実施しています。

毎月第 1 金曜日には、車の洗車の実行及び安全運転の徹底と啓発並びに施設内の安全な管理運営に関連した緊急連絡網の整備等安全対策上の必要な措置を講ずるとともに、利用者及び職員の危機管理意識の徹底を図ります。

増員されたくすくすホームでは、夜間の地震・火災を想定した夜間訓練や消火器の取り扱いについて世話人や夜間支援員との連携が取れるよう避難訓練を実施します。

特に、昨年度、導入した最新式のスプリンクラー、自動火災通報装置及び自動火災報知器の 3 点セットで利用者の安全と安心が可能な居住環境の確保を担保することができ

ました。

また、宗像市とは災害発生における福祉避難所の設置運営に関する協定を平成 24 年 12 月 28 日に取り交わし災害発生時の要援護者等の日常生活に支障がないよう寄与することにしています。

V グループホーム(くすくすホーム)の運営について

ホームの運営にあたっては、社会福祉法人宗像会運営規程、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(共同生活援助)事業所くすくすホーム運営規程、短期入所(ショートステイ)くすの木園運営規程、くすくすホーム世話人行動指針及びくすくすホーム夜間支援従事者の配置等を通じて利用者の安全や人権を遵守して援助事業の円滑かつ適正な運営に努めます。

特に、今年の 4 月からは、空き部屋 1 室を利用して保護者や利用者の立場に立ったショートステイを開始し保護者や利用者の緊急時の負担軽減を図ります。

また、当園くすくすホーム保護者会とは、よりよい環境のもとで利用者が満足した生活が出来るよう協議を重ね、意義ある会の運営に努めます。なお、利用者の自立の場、個人生活の場も考慮した支援計画を作成し支援をします。

VI 地域福祉の推進

施設設立の経緯を踏まえ、地域福祉の中核となるよう努め、その一環として次の事業を行います。

1、日中一時支援事業の受託について

障害者自立支援法の施行に伴い、平成 18 年 10 月 1 日より通所施設の短期入所事業は、日中一時支援事業(地域生活援助事業)として、市町村事業に再編されました。現在、宗像市及び福津市とあらかじめ委託契約を締結して、委託に基づき高等部の夏・冬休みを中心に利用者を受け入れています。

施設利用につきましては、実施要綱、委託契約等に留意して事業目的に沿って適正に運営を行います。

2、実習生、見学者の受け入れについて

将来の福祉の担い手を育成する使命もあり毎年各大学校や福祉従事者養成機関、市外からの普通学校、特別支援学校関係者、宗寿園ケアスクール、市内中学校等の職場体験や宗像市ボランティアセンター研修などの実習生や見学者を受け入れています。このことで実習生等の受け入れ体制が強化され、研修の実施機関として、また、福祉に関する啓発施設としての使命を果たしたいと考えています。

3、ボランティアとの交流について

生活自立支援及び作業自立支援や行事、余暇活動を実施するうえで、ボランティアの皆さんの果たす役割は大きいものです。特に長年にわたり関わりのあるボランティアの会（アロー）の皆さんとの交流を、より一層深めていきます。

今年度は、ボランティア講座を開催し新しい会員の発掘をしていきます。

また、宗像市ボランティアセンターとの連携を大切に地域との交流を積極的に図ります。

4、地域との交流について

- (1) 地域に信頼され、開かれた施設として、また、地域福祉に貢献する施設としてその役割を果たすことは施設の使命です。このため行事等の機会を通し生産製品の販売、購入の協力をします。
- (2) 施設行事（餅つき大会等）への案内をします。
- (3) クリーンアップ宗像運動への参加をします。
- (4) 地域の清掃活動の実施に協力します。
- (5) 改修になった本館壁面をギャラリー化して市民等に開放し地域との交流を促進します。

VII 保護者との連携

1、目的：園に対する円滑な運営に資するため、助言及び援助をします。

2、事業：総会・研修会・餅つき(家族参加)・新春の集いへの協力をします。

くすの木園

リハビリ訓練計画

H27年度

方針

☆ 3（くり・かき・うめ）グループ分けをし、それぞれのグループごとに実施する。

リハビリ訓練の基本目標

- ① 基礎体力の維持と向上を図る指導をします。
- ② 正しい姿勢を保つ指導をします。
- ③ 明瞭な言葉や嚥下障害の予防を図る指導をします。
- ④ 円滑なコミュニケーションを図る指導をします。
- ⑤ 運動は身体の部位の認識と姿勢や正確な運動ができるよう指導をします。
- ⑥ 数字・文字の学習は10までの数の学習ができるよう指導をします。

- ⑦ 社会性については、他者への配慮ができるよう指導をします。

※ くりグループ

- ① 返事をする事が出来ない利用者に対して、根気よく指導をします。
- ② 時間内に椅子に座ってゲームに参加できるよう指導をします。
- ③ 物の動きや方向を追うことが困難なので、集中力を養うよう工夫して指導をします。
- ④ 基礎体力の維持を図り、基本動作をしっかりと身につけることができるよう個人指導を重点に取り組みます。
- ⑤ 1から5までを数えることができるように指導をします。
- ⑥ 箒の使い方をおぼえるように指導をします。
- ⑦ バランス力をつけるように指導をします。

※ かきグループ

- ① リハビリに集中させるため、事前にトイレを済ませ参加できるよう指導をします。
- ② リハビリ前の時間配分と各自の椅子を準備する訓練を徹底させます。
- ③ 始まる時間の厳守を徹底させます。
- ④ 他人の行動に応援や声かけをするよう指導をします。
- ⑤ 体操の時きちんと体操ができるよう指導をします。
- ⑥ 1から10までの数字が認識できるよう指導をします。
- ⑦ バランス力が身につくよう指導をします。

※ うめグループ

- ① 数を教え大きさの認識ができるよう指導をします。
- ② 10以上の数字が認識できるよう指導をします。
- ③ 連続してハンドベルを動かすことが困難なので、リズム感を養う訓練を取り入れます。
- ④ バランス力を各種事業に取り入れます。

1年の計画

4月・・・体力測定	10月・・・玉入れ
5月・・・風船バレー大会	11月・・・ピンポン玉入れ
6月・・・フリスロー	12月・・・サッカー
7月・・・ボーリング大会	1月・・・パターゴルフ大会
8月・・・ストラックアウト	2月・・・双六
9月・・・体力測定	3月・・・皆で楽しくレクリエーション

月間の計画

- 第1週・・・レクリエーションゲーム・学習（数の認識）
 - 第2週・・・レクリエーションゲーム・学習（数の認識）
 - 第3週・・・行事
 - 第4週・・・バランス訓練
- ※4週共通訓練 ① 楽器を使ったリズム訓練 ② ジャンケン（手先の訓練）

実施日

毎週火曜日 10時～

予定表

10:30	くりグループ
11:30	
12:00	昼食
13:00	かきグループ
14:00	うめグループ
15:00	ミーティング

リハ訓練の詳細

- ・ストレッチ体操
- ・棒体操（音楽に合わせて行う）
- ・下肢筋肉強化訓練
- ・レクリエーション（パターゴルフ・輪投げ・お手玉投げ等）
- ・個別訓練（腰痛体操・言語・運動療法等）